

日本原子力学会 標準委員会 基盤・応用技術専門部会
第32回廃止措置分科会議事録

1. 日時 平成25年11月19日(火) 13:30~16:30
2. 場所 日本原子力発電株式会社 本店2階 1、2、3会議室
3. 出席者(敬称略)
(出席委員) 岡本主査, 松原副主査, 田中幹事, 石倉委員, 石原委員, 井上委員、梶谷委員, 北山委員, 黒木委員, 小山委員, 斉藤(立花委員代理), 丹沢委員, 初岡委員, 村上委員, 湊委員, 片桐(見上委員代理), 藤本委員, 福島委員, 山口委員
出席委員 20名(2名欠席)
(新任委員) なし
(解任委員) なし
(欠席委員) 杉山委員, 高田委員
(出席常時参加者) 山中, 武部, 工藤, 鳥居, 佐藤, 新崎, 辻, 紺谷
(新登録常時参加者) なし
(欠席常時参加者) 今川, 岩田, 北島, 木村, 坂口, 中山, 廣瀬
(傍聴者) 木下, 後藤, 前田, 大塚, 深野
4. 配布資料
R3SC 32-1 人事案件
R3SC 32-2 (社)日本原子力学会 標準委員会 基盤・応用技術専門部会
第31回廃止措置分科会(R3SC)議事録(案)
R3SC 32-3(1) 原子力施設の廃止措置の実施:201* コメント集約表
R3SC 32-3(2) 日本原子力学会標準「原子力施設の廃止措置の実施:201*」新旧比較表
フェーズ2改正案:本文
R3SC 32-3(3) 学会標準「原子力施設の廃止措置の実施:201*」分科会指摘事項管理表
R3SC 32-3(4) 日本原子力学会標準「原子力施設の廃止措置の実施:201*」新旧比較表
フェーズ2改正案:附属書A, 附属書B, 附属書C, 解説¹⁾
R3SC 32-3(5) 日本原子力学会標準「原子力施設の廃止措置の実施:201*」新旧比較表
フェーズ2改正案:附属書D, 附属書E, 附属書F, 附属書G, 附属書K¹⁾
R3SC 32-3(6) 日本原子力学会標準「原子力施設の廃止措置の実施:201*」新旧比較表
フェーズ2改正案:附属書H, 附属書I, 附属書J, 附属書R, 附属書T, 附属書U, 附属書X, 附属書Y¹⁾
R3SC 32-3(7) 日本原子力学会標準「原子力施設の廃止措置の実施:201*」新旧比較表
フェーズ2改正案:附属書Z¹⁾
R3SC 32-3(8) 中間報告「原子力施設の廃止措置の実施:201*」改定の概要
日本原子力学会標準 原子力施設の廃止措置の実施:20** (案) 完本版²⁾
注¹⁾ 改正箇所のみ及び工法を示した一件一葉については変更の代表例のみを配布
注²⁾ 完本版は数部配布し、必要に応じて説明

5. 議事

(1) 出席者確認 / 資料確認

22名の委員中、投票権のある委員22名で、19名出席。分科会成立。

(2) 人事案件

承認、報告事項などなし。

(3) 前回議事録確認

議事録案のとおり承認された。

(4) 「原子力施設の廃止措置の実施」本文、付属書審議

a) 本文

初岡委員より資料 R3SC-32-3(1) 及び R3SC-32-3(2) に基づき説明があった。

4. 基本方針 注)1 第 41 条非該当の使用施設などは廃止措置計画認可申請書に準じた廃止措置計画の作成を必要としない規模の工事も考えられるので、“必要に応じて”を追記すべきではないか。施設の規模や放射性物質の量によって判断することになるが、“必要に応じて”、“原則として”を追記したとしてもその判断基準を示す必要がある。“準じた”でその意図を読むこともできるが、意図が伝わらない可能性もあるため、どのように記載するかは主査 / 副主査及び幹事預かりとする。

5. 4. 1 安全貯蔵 安全貯蔵の定義について、JIS の定義を引用して密閉管理と遮蔽隔離を記載していることを明記した方が良い。JIS は箇条 3 で引用することを記載している。密閉管理については記載しているが、遮蔽隔離については“立入制限”などで間接的な表現をしているものの直接的には読み取れない。しかし、国の委員会での審議などで安全貯蔵と言う言葉が用いられており、引用箇所まで記載するまでも無いと考える。

5. 4. 3 b) 工法の選定 事前調査項目として“放射性物質の種類及び量”とあるが、種類とは核種のことか。また、測定を必須にする必要があるのか。ついで、放射性物質の種類を具体的に記載してはどうか。廃止措置工事計画の策定においては“放射性物質の種類及び量”を明確にすることは必須であると認識している。放射性物質の量を明確化する手段については、測定と評価があり、“測定”を必須とするものではない。核種別の濃度等の定量化を必要とするところには“核種”を記載している(除染工事など)。当該箇所の“放射性物質の種類”は放射性物質の形態、核種の両方を指している。ここで具体的に記載するとした場合、その他各所で多用しているので、それぞれについて明確化が必要であるかを確認し、検討する。

5. 6. 2 a) 放射性物質の放出低減対策 “放射性液体廃液処理設備” “放射性液体廃棄物処理設備”ではないか。誤記なので修正する。

b) 付属書及び解説

前回説明の付属書、今回提出の付属書及び解説について、R3SC-32-3(3) 及び(4)に基づき工藤常時参加者より、R3SC-32-3(5)に基づき福島委員より、R3SC-32-3(6) 及び R3SC-32-3(5)に基づき新崎常時参加者より、R3SC-32-3(7)に基づき湊委員より、R3SC-32-3(8)に基づき初岡委員より、それぞれ説明があった。

付属書 A 注 f) “注 f) 廃止措置の開始時には、原子炉の炉心からの使用済燃料の取出は終了している。”は残すべきではないか。 実用発電用原子炉施設の廃止措置工事開始条件と

して必要な事項であるため、削除しないこととする。また、附属書内の誤記は修正する。
附属書 B B.3 2 行目 試験研究用等原子炉施設などに関する“核燃料物質の保管”については、実用発電用原子炉施設に関する“核燃料の保管”を準用するとして記載したが、六ふっ化ウランの貯蔵やプルトニウムに関する記載が必要のため、B.4 として項を付加することとする。分科会で了承いただいたので、旧（現行制定版）の E.2 章を B.4 章として追加記載する。

附属書 C C.1 a) 2.7), 3.5) 核燃料物質の取扱いに関する法令について、“原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴い制定等を行う関係法令等の一覧”をもとに新法令を記載したが、新燃料の製造に関する技術基準も含まれているため、これらについては廃止措置工事に関係しないため、削除する。

附属書 X 表 X.2 の標題「加工施設の廃止措置における・・・」について、“加工施設”に注記を付し、ウラン濃縮加工施設を対象としていることを明記する。又は、“燃料加工施設”を対象とした工事及びその作業項目について、表 X.2 に追記してもよい。

附属書 Z Z.4 放出管理運用時の留意事項 9 行目 “・・・送風機や循環水設備・・・”について、循環水設備という固有名称の使用は控え一般的な設備名称に表現を見直す。

(5) 今後の予定

- ・ 次回(第 33 回)分科会は 2014 年 1 月 27 日(月) 13:30～
- ・ 12 月 2 日の専門部会、12 月 16 日の標準委員会に中間報告をする予定

以上